【令和８年４月からの保育所等の出生前予約申請について】

４月からの保育所等の利用申請に限り、申請日時点で出生前の児童の利用申込を受け付けます。以下の内容及び２枚目（裏面）をご一読のうえ、お手続きください。

★対象となる児童：出生予定日が令和７年１１月頃から令和８年２月３日（火）までの児童

※　出生予定日が令和８年２月４日以降の児童は、予約申請の受付はできません。

（４月１日時点で生後５７日目に満たないため。）

★申請受付期間：令和７年１１月４日（火）から令和７年１１月２８日（金）まで

※　通常の申請と同じです。

※　出生予定日が令和８年２月４日以降の方で、実際の出生日が令和８年２月３日以前に早まり、かつ令和８年４月からの申請を希望する場合は事前に保育入園課までご相談ください。

※　上記の場合は、令和８年２月２５日（水）までに必要書類を揃えて保育入園課にご提出いただく必要がありますので、可能性のある方は書類の準備をしておいてください。（４月２次利用調整の対象となります。）

★申請方法　　※　オンライン申請（ぴったりサービス）ではお受けできません。

　保育入園課へ郵送（１１月２８日（金）必着）

　保育入園課　窓口（１１月２８日（金）最終受付）

★申請にあたって必要な書類

①本紙（２枚目（裏面）にご署名ください。）

②船橋市教育・保育給付認定申請書（兼）船橋市保育所等利用申込書

　③児童の健康状況調書・育児（産後）休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書

※「児童の健康状況調書」は、予約申請時は未記入でかまいません。

※「育児（産後）休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書」は、

該当する場合ご提出ください。

④母子健康手帳（保護者の氏名および出生予定日が記載されたページ）の写し

⑤保育を必要とする事由の確認資料

※　詳細は「保育所等利用のご案内」をご参照ください。

⑥該当者のみ必要となる資料

★申請の流れ

本申請

(申込児童出生後)

利用調整

予約申請

申請書類をもとに利用調整を行い、入園の可否を決定します。

希望する保育所等の受入れ状況についてはご希望に添えない場合もございます。

４月からの利用の可否にかかわらず、児童出生後、３月１３日（金）までに本申請を行ってください。

上記①～⑥の原本（予約申請時に未記入だった児童の氏名等の状況、健康状況をご記入ください。）をご提出ください。

４月の利用申請期間中に上記①～⑥の書類をそろえ、利用申請を行います。

不足書類の有無を確認し、市側でコピーを控えさせていただきます（原本は一度返却します。）。

申請書類の原本は必ずお手元に保管しておいてください。

|  |
| --- |
| ＜申請にあたっての注意事項＞ |
| １ | 出生前の予約申請は仮の受付となります。予約申請を行った方は、４月からの利用の可否にかかわらず、令和８年３月１３日までに保育入園課で正式に申請を行っていただきます。期日までに手続きが行われない場合、仮で受付けた申請は取り消されます。 |
| ２ | 令和８年５月以降の利用を希望する場合は、出生後に申し込みをしてください。未出生児の予約申請は受付できません。 |
| ３ | 希望できる施設は、生後５７日からの保育を行っている保育所等に限ります。それ以外の施設を希望された場合、４月利用調整の対象外となります。 |
| ４ | 公立保育園では、生後６か月未満の児童は認定された保育必要量にかかわらず、児童の負担を考慮して、お預かり時間を相談させていただく場合があります。私立保育園など他の施設でも、お預かり時間について相談させていただく場合があります。 |
| ５ | 通知に記載する児童の氏名の確認のため、市が住民票の確認をいたします。 |
| ＜次の内容に該当する場合は、内定が取り消されます＞ |
| ６ | 出生日が令和８年２月４日以降となった場合。※令和８年４月１日時点で生後５７日目に満たないため。 |
| ７ | 令和８年３月１３日までに、保育入園課で正式な申請手続きが行われない場合。 |
| ８ | 令和８年３月中に内定した保育所等で説明会（個別面談）を受けられない場合。 |
| ９ | 児童の健康状況を確認した結果、集団保育を行うにあたり支援が必要となる可能性があり、体験保育が必要と判断された場合や、専門的な療育の必要性があると判断された場合。 |

以上の確認事項について同意します。

　　　年　　　月　　　日

保護者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 【市記入欄】不足書類・その他特記事項 |  |